

観光産業事業継続支援金の概要

1. 趣旨

○新型コロナが観光産業に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、観光関連事業者に対する緊急の支援に関し必要な事項（「観光産業事業継続支援金」支給のための財政上の措置等）を定める。

(1) 背景

- 観光産業は地域経済の発展、雇用の維持に重要
- 他方で、新型コロナによる観光産業への影響は2年にわたり、最近のオミクロン株の急激な拡大、G○T○トラベル事業の再開の延期により更に深刻化。実施時期未定の「新たなG○T○トラベル事業」開始への期待による旅行控えの懸念。時短協力金等も不十分。事業継続のための追加支援が必要。
⇒労働者の雇用と事業の継続性担保のため、事業復活支援金とは別に「観光産業事業継続支援金」を支給

(2) 観光産業支援のための政策のパッケージ

- ①観光産業事業継続支援金の支給
- ②感染状況が落ち着いている地域では県民割等の実施
- ③新たなG○T○トラベル事業の感染収束後の重点的实施（そのための財源は維持）

2. 観光産業事業継続支援金

○政府は、「観光産業事業継続支援金」が速やかに支給されるよう、財政上の措置を講ずる。

①支給対象者

- 「観光関連事業者」：
・地域の観光の振興に資すると認められる旅行業、宿泊業、観光施設事業、道路旅客運送業、飲食店業、小売業等の事業を営む者
・これらの者と継続的な取引関係を有する事業者

⇒地域の観光に関連する事業を営む者は、幅広く対象

- ・地域の観光の振興に資することの認定は、観光協会、商工会、同業者の組合等の団体への加入状況や、利用者の多くが観光客とみられること等を踏まえ判断（G○T○トラベル事業における対象事業者認定の枠組みも活用）
- ・観光産業の裾野の広さに鑑み、取引先も対象
- ・全国あまねく、各観光地の事業者へ直接給付

②支給額

2021年における売上金額の2019年における売上金額からの減少額*の10/100相当額を基本とし、事業の規模、開始の時期等を勘案して必要な調整を行う。

※2020年に事業を開始した場合は、2020年から2021年の売上金額の減少額

- ・実施時期未定の「新たなG○T○トラベル事業」予算 約1兆3,000億円に相当する規模
- ・「新たなG○T○トラベル事業」とは別の財源を使用（G○T○トラベル事業は中止しない）

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている 観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案要綱

一 趣旨

この法律は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が長期間にわたり観光産業に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、観光関連事業者に対する緊急の支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(第一条関係)

二 定義

この法律において「観光関連事業者」とは、地域の観光の振興に資すると認められる旅行業、宿泊業、観光施設事業、道路旅客運送業、飲食店業、小売業等の事業を営む者及びこれらの者と継続的な取引関係を有する事業者をいう。

(第二条関係)

三 観光産業事業継続支援金の支給のための財政上の措置等

政府は、次の方針に従い措置された観光産業事業継続支援金が速やかに支給されるよう、必要な財政上の措置等を講ずるものとする。

① 支給額については、観光関連事業者の令和三年売上減少額（令和三年における売上金額のその前々年（事業を開始した日の属する年が令和二年である観光関連事業者にあつては、同年）における売上金額からの減少額）の100分の10に相当する額を基本とし、事業の規模、事業の開始の時期等を勘案して必要な調整を行い、算定するものとする。

② 支給要件については、観光関連事業者が長期間にわたり置かれている深刻な状況に応じて適切なものとなるよう配慮すること。

(第三条関係)

四 体制の整備等

政府は、観光産業事業継続支援金の支給に当たっては、必要な体制の整備等を行うとともに、適正な申請の促進及び不正な受給の防止を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(第四条及び第五条関係)

五 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。第三条において同じ。）及びそのまん延防止のための措置が長期間にわたり観光産業に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、観光関連事業者に対する緊急の支援に
関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「観光関連事業者」とは、地域の観光の振興に資すると認められる旅行業、宿泊業、観光施設事業、道路旅客運送業、飲食店業、小売業等の事業を営む者及びこれらの者と継続的な取引関係を有する事業者をいう。

(観光産業事業継続支援金の支給のための財政上の措置等)

第三条 政府は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が長期間にわたり観光産業に

深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、観光関連事業者に対する事業の継続への支援の観点から支給される給付金であつて次に掲げる方針に従い措置されたもの（以下「観光産業事業継続支援金」という。）が速やかに支給されるよう、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

一 支給額については、観光関連事業者の令和三年売上減少額（令和三年における売上金額のその前々年（事業を開始した日の属する年が令和二年である観光関連事業者にあつては、同年）における売上金額からの減少額をいう。）の百分の十に相当する額を基本とし、事業の規模、事業の開始の時期その他の事情を勘案して必要な調整を行い、算定するものとする。

二 支給要件については、観光関連事業者が長期間にわたり置かれている深刻な状況に応じて適切なものとなるよう配慮すること。

（体制の整備等）

第四条 政府は、観光産業事業継続支援金の支給に当たっては、これを適正かつ迅速に行えるよう必要な体制を整備するものとし、これに関する業務を委託する場合には、その適正な遂行を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(適正な申請の促進及び不正な受給の防止)

第五条 政府は、観光産業事業継続支援金の支給に当たっては、その適正な申請の促進及び不正な受給の防止を図るために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が長期間にわたり観光産業に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、観光関連事業者に対する緊急の支援に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。